

役員等報酬規程

平成 28 年 12 月 1 日 制定

平成 30 年 8 月 30 日 改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海長正会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員及び評議員等の報酬及び実費弁償等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。ただし、法人が運営する施設の職を兼ねる役員には支給しない。

第 2 章 報 酬 等

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長が常勤職員の場合は支給しない。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の

運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同一にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の実地指導等への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決第三者委員等の報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員等が法人及び施設に関わる業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(支給日)

第7条 報酬の支給日は、月額支給の場合は当法人給与規程に定める給与（賃金）支給日に準じるものとし、理事会及び評議員会の出席報酬等については、会議開催日若しくは勤務日に報酬を支払うものとする。

第 3 章 退任慰労金

(金額の算定)

第8条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、別表3により基準額に在任期間の年数を乗じて算出し、法定の源泉所得税を加えた額とする。

- 2 在任期間の算出は、役員等就任日を起算として、1年を満たない端数月は6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第9条 退任慰労金は、役員等を退任した時点においてギフトカードにて支給する。

(控 除)

第10条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉所得税を控除する。

附則 この規程は、平成 30 年 8 月 30 日から施行する。

別表 1 (役員報酬)

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会出席報酬	10,000 円	実費相当
評議員会出席報酬	10,000 円	実費相当

注) 上記金額は源泉徴収税控除後の金額とする

別表 2 (役員等勤務報酬)

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理 事 長	月額 200,000 円	給与規程に準ずる
理事及び評議員	日額 10,000 円	実費相当
監 事	日額 10,000 円	実費相当
苦情解決第三者委員等	日額 5,000 円	実費相当

注) 上記日額金額は源泉徴収税控除後の金額とする

別表 3 (退任慰労金)

対 象 者	基 準 額
理 事 長	20,000 円
常務理事	10,000 円
理 事	5,000 円
評 議 員	5,000 円
監 事	5,000 円